

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第3号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 審査請求

第17条を次のように改める。

（審査会への諮問等）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに第20条の規定による大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条中第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第18条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「を変更し」を「(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を変更し」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に、「旨の決定」を「旨の裁決」に改める。

第20条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第22条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条及び第25条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第26条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第26条 審査会は、第22条第3項若しくは第4項、第23条第3項又は第24条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表

示したものの閲覧)又は写しの交付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。
- 5 第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けけるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付)に要する費用を負担しなければならない。

第28条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例(以下「改正後の条例」という。)第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた公開決定等(改正後の条例第11条第1項に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は施行日以後にされた公開請求(改正後の条例第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについ

ては、なお、従前の例による。